$\star\star$

消費生活ほっとニュース 第82号 令和5年1月10日発行

 $\star\star$

♦ INDEX

- 1. リフォーム事業者紹介サイトや見積りサイトの利用は慎重に ~契約先を決めるのは、あなたです!契約内容もよく確認しましょう~
- 2. 消費者問題に関する 2022 年の 10 大項目

リフォーム事業者紹介サイトや見積りサイトの利用は慎重に ~契約先を決めるのは、あなたです!契約内容もよく確認しましょう~

◆消費者注意情報◆

◎相談事例

玄関ドアに二つ目の鍵をつけようと思い、リフォームの一括見積りサイトに登録したら、 複数の事業者から見積りが送られてきた。作業時間が 30 分程度という事業者に頼んだところ、3 時間かかったうえ、ドアに傷をつけられた。

苦情を言うと、「作業のやり直しとドアの修繕をするが、部品を調達するので待って欲しい」と言われたが、事業者と連絡が取れなくなった。見積りサイトに相談をしても、「対応できない」と言われ、不満。(50 歳代)

〇ココに注意!

◇サービスの内容や機能は様々・・・ サイト選びも重要です!

リフォーム業者を、インターネットで検索してみると、事業者を紹介してくれたり、 一括して複数社の見積りを送ってくれるなど、色々なポータルサイト(以下「サイト」 という。)があります。



サイトによって受けられるサービスの内容や機能が異なるため、サイト選びは重要です。

◇最終的に契約先を決めるのは、あなた自身です。

こうしたサイトは、上手に活用すれば便利ですが、消費生活センターには「事業者と連絡が取れなくなった」、「依頼した事業者から追加契約を勧誘された」などの相談が寄せられています。サイト 運営者が登録事業者を管理しているとは限りません。

実際にリフォーム事業者と契約する際は、契約内容や条件を納得するまで確認しましょう。契約先を決めるのは自分自身です。

◇クーリング・オフができない場合があります。



申込や契約をするために自分から事業者に訪問を依頼した場合は、クーリング・オフ 対象外となる可能性があります。

また、メールやメッセージアプリ等を使用した契約の場合は、通信販売に該当する 可能性があり、クーリング・オフできません。

- ◇契約前に無料で見積チェックをしてくれるサービスがありますので参考にしてください。
 - ・住まいるダイヤル https://www.chord.or.jp/reform/index.html
- ◇不安や疑問を感じた場合はすぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
 - ・消費者ホットライン:「188 (いやや!)」 最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。
- ◆リフォーム事業者紹介サイトや見積りサイトの利用は慎重に
 - ~契約先を決めるのは、あなたです!契約内容もよく確認しましょう~

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/documents/20221207.pdf

<出典>くらしに関わる東京都の情報サイト「東京くらし WEB」

消費者問題に関する 2022 年の 10 大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから、その年の「消費者問題に関する 10 大項目」を選定し、公表しています。

2022 年は、改正民法の施行により成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたこと や、SNS やマッチングアプリをきっかけとした消費者トラブル、霊感商法への対応の強 化などに注目が集まりました。

【2022年の10大項目】



- ◆18 歳から大人に 4 月から改正民法施行 ◆SNS やマッチングアプリをきっかけに 詐欺的トラブル目立つ
- ◆海産物の送り付け商法 高齢者の割合も高く

- ◇ウクライナ情勢を悪用 詐欺やトラブル発生
- ◆霊感商法 対策検討会で提言まとめる
- ◇生活必需品の値上げ相次ぐ 急激な円安も
- ◆新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット 初承認、ネットでの購入も





- ◇再発、子どもの誤飲事故 折りたたみ式踏み台による負傷事故も
- ◆消費者契約法・消費者裁判手続特例法 通常国会で改正
- ◇消費生活相談のデジタル化 アクションプランを公表

◆霊感商法 対策検討会で提言まとめる

- ・霊感商法等への対応の強化を求める社会的な要請の高まりから、消費者庁において「霊感商 法等の悪質商法への対策検討会」が開催されました。
- ・この検討会では、霊感商法等に関するこれまでの消費者庁の対応を検証するとともに、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討する観点から、8月~10 月にかけて計7回の審議が行われました。上記の審議を踏まえ、これまでの霊感商法等に関する消費生活相談の状況及びその対応を振り返った上で、検討会としての提言がなされ、法改正などの動きにつながりました。

◆消費者契約法・消費者裁判手続特例法 通常国会で改正

- ・5月、通常国会において消費者契約法及び消費者裁判手続特例法が改正されました。
- ・2016 年、2018 年の改正を経て今回で第3次改正となる消費者契約法は、「勧誘をすることを 告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘」など3つの取消権が新たに追加され、事業者に対 しては、解約料の説明の努力義務規定などが新設されました。消費者裁判手続特例法は、対 象となる損害に一定の慰謝料を追加することなど、施行後の運用状況を踏まえ、明らかにな った課題に対応するための改正が行われました。

◇消費者問題に関する 2022 年の 10 大項目

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221209_1.pdf

<出典>独立行政法人 国民生活センターHP 発表情報より抜粋

★困ったときは、すぐに相談! 局番なし 188 (消費者ホットライン)
☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に
関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】 03-3984-5515 ☆詳しい内容はこちらから↓

http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html

★発行・問い合わせ先:豊島区生活産業課消費生活グループ TEL:03-4566-2416